

「真砂地区小学校跡施設の利用方針（案）」

Q & A 集

< 目 次 >

1 旧真砂第一小学校について

- (1) 真砂コミュニティセンター・・・・・・・・・・ p. 1
- (2) 障害福祉サービス事業所・・・・・・・・・・ p. 1-2
- (3) 地域活動支援センター・・・・・・・・・・ p. 2
- (4) 自治会集会所・・・・・・・・・・ p. 2-3
- (5) 特別養護老人ホーム・・・・・・・・・・ p. 3
- (6) その他・・・・・・・・・・ p. 4

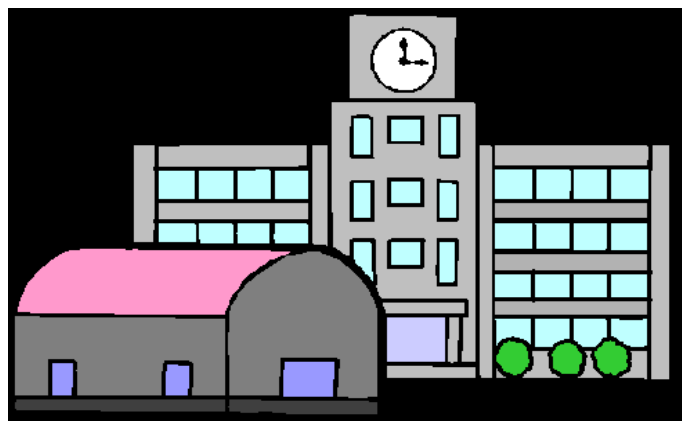
2 旧真砂第二小学校について

- (1) 市立高等特別支援学校（市立養護学校高等部分校）・・・・ p. 4-5
- (2) 教育相談指導教室・・・・・・・・・・ p. 5
- (3) 日本語指導通級教室・・・・・・・・・・ p. 5

3 旧真砂第四小学校について・・・・・・・・・・ p. 6

4 その他

- (1) 防災関係・・・・・・・・・・ p. 6-7
- (2) 学校体育施設の開放・・・・・・・・・・ p. 7-8
- (3) 統合後の学校施設・・・・・・・・・・ p. 8
- (4) 学校適正配置・・・・・・・・・・ p. 9
- (5) その他・・・・・・・・・・ p. 9



千葉市

1 旧真砂第一小学校について

(1) 真砂コミュニティセンター

ア 真砂コミュニティセンターを移転する理由は何ですか。

現在の真砂コミュニティセンターは、千葉県の企業庁から施設の一部を無償で借りていますが、建築から30年以上経ち、老朽化が進んでいます。

また、企業庁は平成24年度末に事業収束を予定しているため、現在の施設（土地及び建物）を取得して運営していくか否かについて、現時点で判断する必要がありますが、取得と今後の修繕には多大な経費が見込まれます。

このため、費用対効果を考慮し、旧真砂第一小の跡施設へ移転することとしました。

イ 広さはどうなりますか。

現在の真砂コミュニティセンターの面積は約2,200㎡ですが、約3,000㎡に拡大する予定です。

さらに、体育館（750㎡）も、コミュニティセンター体育館として活用する予定であり、コミュニティセンター全体としては約3,750㎡となる予定です。

ウ 部屋の配置の詳細はどうなりますか。

現在ある部屋の種類は確保し、部屋数も増える予定です。

今後、皆様のご要望等を伺いながら検討していきます。

エ 体育館の利用は有料ですか。

他のコミュニティセンター体育館と同様に有料です。コミュニティセンター体育館は2時間単位の利用料金が定められています。

（平成23年度は、一般220円、中学生100円、小学生以下70円です。）

オ 現在、千葉県の企業庁から真砂コミュニティセンターとして借りている施設はどうなるのですか。

今回の移転は、ビルの老朽化などが大きな要因となっていることから、市としては、真砂コミュニティセンター移転後の空きスペースを新たな用途で活用することは、考えておりません。平成28年度以降の施設の取扱いは、施設所有者である県企業庁などが決めていくことになります。

なお、空きスペースの活用についてのご要望は、基本的には、施設所有者（県企業庁・県まちづくり公社）にお伝えいただくことになります。市にご要望をいただいた場合は、施設所有者に対して、適切にお伝えしてまいります。

(2) 障害福祉サービス事業所

ア どのような施設ですか。

在宅の障害者の方が日中生活したり、活動したりするために通ってくる施設です。主に介護等を行うものや、機能訓練や生活に必要な訓練を行うもの、就労を目指すための訓練などを行うものなど、いくつかの種類があります。

今回は生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Aの5種類のサービスのうちいずれか（単独または複数の組み合わせ）を対象とします。

イ 利用する方はどのような方ですか。

障害程度区分（支援の必要度）の認定を受けた障害者の方であり、身体障害・知的障害・精神障害など障害の種別は問いません。

ウ 利用定員は何人ですか。

事業者の公募要件として、定員30名以上とする予定です。

エ 地域住民との交流は行われるのですか。

障害者の方が地域で暮らしていくためには、地域の住民との交流は欠かせないものであると考えています。

（３）地域活動支援センター

ア どのような施設ですか。

在宅の障害者の方に対して、日中、通うことのできる場所を提供する施設です。

創作的活動（工作や調理など）や生産活動（タオル製造、ボールペン組立など民間企業からの受託業務など）の場を提供するとともに、障害者の方と社会との交流を促進させる活動を行います。また、今回ここに整備する施設はⅠ型であり、障害者の方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や援助を行う機能も有しています。

イ 利用する方はどのような方ですか。

身体障害・知的障害・精神障害のある方です。

ウ 利用定員は何人ですか。

概ね20人です。

エ 障害福祉サービス事業所と地域活動支援センターとの違いは何ですか。

障害福祉サービス事業所は、介護や就労訓練など、それぞれのサービス種別に応じた目的があります。

一方、地域活動支援センターは、障害者の方の日中活動の機会の提供や社会との交流の促進など、広範な目的で運営されています。

（４）自治会集会所

ア 貸付料はどのくらいですか。

1教室（約65㎡）で、年額20～30万円程度で検討しています。これは、集会所の借上補助制度（補助額2分の1、限度額30万円）を利用した金額です。

なお、集会所を建設する場合、建設費の3分の1は、基本的に町内自治会の自己負担となっておりますので、公平性を保つため、貸付料を設定させていただきます。

イ 利用対象はどうなっていますか。

基本的には、真砂地区の、集会所のない自治会に利用していただくものです。

ウ 誰が管理するのですか。

利用する町内自治会が管理していただくことになります。

複数の町内自治会が利用する場合は、「管理運営委員会」などにより、合同で管理していただきます。貸付料も分担して負担いただくことになります。

エ 自治会集会所と真砂コミュニティセンターとの違いは何ですか。

コミュニティセンターは、地域コミュニティの醸成の場として、誰もが利用できる施設です。

町内自治会の集会所は、町内自治会の活動拠点として、自治会会員が専有的に利用する施設です。

(5) 特別養護老人ホーム

ア どのような施設ですか。

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。施設では、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理といったサービスを受けられます。なお、入所には、施設と利用者の契約が必要となります。

また、本市では、少人数単位で介護を行うユニット型(※)特別養護老人ホームの整備を進めています。

(※概ね10室の個室と共有スペースから構成される単位を1ユニットとしています。)

イ 利用する方はどのような方ですか。

介護保険の要介護1以上の認定者を対象としていますが、概ね要介護3以上の重度要介護者を想定しています。医療施設ではないため、常時、医療行為が必要な方の入所はできません。

ウ 利用定員は何人ですか。

特別養護老人ホーム80人・短期入所(ショートステイ)20人で検討しています。

エ 美浜区民は優先して入所できるのですか。

本市の場合、「千葉市特別養護老人ホームの入所に関する指針」で定める評価基準に従い、入所の必要性を点数付けして、入所の優先順位を決定していることから、お住まいの地域によって優先度が上がる(または下がる)ことはありません。

美浜区のみなさんにとっては、今回の整備により、住み慣れた地域で入所できる機会が増えることに加え、ショートステイやデイサービスを利用いただけることがメリットになると考えております。

オ デイサービスセンターは設置されるのですか

デイサービスの併設を事業者の公募要件とするなど、設置がなされるような仕組みづくりを検討します。

(6) その他

ア 駐車場の台数は何台ですか。

80台程度を確保する予定です。(特別養護老人ホームについては、別途確保します。)
なお、現在の真砂コミュニティセンターは52台です。

2 旧真砂第二小学校について

(1) 市立高等特別支援学校(市立養護学校高等部分校)

ア 市立高等特別支援学校とはどのような学校ですか。どのような子が通学し、何を学ぶのですか。

特別支援学校の中等部又は中学校の特別支援学級を卒業した者のうち、知的障害が軽度で自力通学が可能な生徒を対象とし、卒業後に職業に就いて社会人として自立できる生徒の育成を目的とした学校です。具体的な学習内容としては、国語や数学等の教科学習の他、職業自立に向けた作業学習等を行います。

イ なぜ、市立高等特別支援学校を開校するのですか。

若葉区にある市立養護学校には、中等部と高等部の生徒が通学しています。高等部では、平成13年度の生徒数が78名であったのが平成23年度には136名となっており、10年間で約2倍に増加し、深刻な教室不足が生じています。また、幅広い障害程度の生徒が混在するため、個々の教育ニーズに対応することが難しくなっています。

このようなことから、市立養護学校の過密化を解消するとともに、卒業後には職業に就き自立できる社会人を育てるため、障害の程度が軽い生徒を対象とした就労支援を行う高等特別支援学校を開校することとしたものです。

ウ 市立高等特別支援学校の開校をなぜ平成25年4月としたのですか。

市立養護学校の過密化は、喫緊の課題であり、1日でも早く解消する必要があるため、平成24年度の準備期間を経て、平成25年度に市立高等特別支援学校を開校し、第1学年から順次スタートすることとしました。

エ 生徒数及び市立養護学校高等部分校との関係はどうなっているのですか。

	高1	高2	高3
平成25年度	高等特別支援学校 32人(普通科職業コース)	養護学校分校 C[軽度]コース	
	高等特別支援学校 64人(普通科職業コース)	養護学校分校 C[軽度]コース	
平成26年度	高等特別支援学校 96人(普通科職業コース)		
平成27年度	高等特別支援学校 96人(普通科職業コース)		

左表にあるとおり、1学年32人で、平成27年度に3学年がそろると96人となります。

1年目は、第1学年のみで開校しますが、その際、市立養護学校高等部の中で、比較的障害の軽いCコースの生徒を対象とした分校を併設し、市立養護学校高等部2年・3年の希望者を受け入れることで、過密化解消を目指します。なお、市立養護学校高等部分校は、平成26年度いっぱい廃止となります。

オ 地域との交流はあるのですか。

就労に向けた学習の中では、近隣の店舗や企業の方々にもご協力をいただきながら「実際に働く活動」を取り入れていきたいと考えています。その他、生徒の作成した作業作品の販売や、文化祭等の行事等をとおして、地域の方々との交流をお願いしたいと考えています。

(2) 教育相談指導教室

ア 教育相談指導教室とはどのような教室ですか。ライトポートとの違いは何ですか。

ライトポートは、不登校の子どもたちが、自己の回復を目指して、少人数での個別指導等を受ける教室です。一方、教育相談指導教室は、ライトポート等で活動してきた中学生が、学校への完全復帰を目指し、適応に関する授業と通常の教科授業を受ける教室です。

イ 今まで緑町小学校の校舎内に設置していたのに、なぜ移転するのですか。

緑町小学校の全面改築にあたり、今後緑町小学校の校舎を使用することができなくなってしまったため、真砂第二小学校跡施設へ平成26年4月に移転することとしたものです。現在、生徒数は20人（平成23年11月15日現在）で、隣接する緑町中学校に在籍していますが、移転後は、隣接する真砂中学校に在籍することになります。

(3) 日本語指導通級教室

ア 日本語指導通級教室とは具体的にどのようなことをする教室ですか。

日本語指導が必要な外国人中学生を対象とし、日本語で学習活動に参加できる力を育成することを目的として、日本語指導講師による専門的な指導を行う教室です。

午後2時から6時、週5日間の開設を予定しており、1日につき上限25名の通級を考えています。対象生徒は地元の中学校に在籍しながら、週に数回こちらの教室に通級することになります。

イ 日本語指導通級教室は、なぜ必要なのですか。

平成23年度において日本語指導が必要な中学生の生徒数は、市内全体で102名、その内、美浜区在住が54名と半数を超えています。

現在、外国人児童生徒指導協力員が、各学校を巡回し、生活に必要な日本語の指導をしているため、外国人小・中学生の多くは、日本語の日常会話はできるようになっています。しかし、日常会話と学習言語（授業で使う日本語）は別であり、特に中学校では、授業で説明する内容が理解できずに学校生活に不適應を起こす生徒もいる状況です。

そこで、日本語指導通級教室を設置し、習得レベルに合わせて、より効果的・効率的な学習言語の指導を行うこととしたものです。

3 旧真砂第四小学校について

(1) なぜ売却するのですか。

今後、本市の人口が減少に転じる見通しである一方、大きな経済成長も見込めず、税収の伸びが望めない中で、現在の公共施設を将来にわたってすべて維持し続けることは難しい状況です。

このような認識のもとで、利用方針案を検討しました結果、真砂第四小跡施設は、市として今後有効活用する予定がないことに加え、限られた財源の中で、他の2つの跡施設の改修費用を確保する観点から、売却することとしました。

(2) なぜ売却する学校を旧真砂第四小としたのですか。

3つの跡施設の建物性能や改修状況の比較、地元代表協議会からのご要望（真砂中による真砂第二小体育施設の利用）などを踏まえ、決定しました。

(3) 売却した場合、どのような利用が考えられますか。

土地の多くの部分が第一種低層住居専用地域ですので、主に戸建住宅か、概ね3階建ての低層の集合住宅が考えられます。

なお、用途制限の緩やかな敷地の北東側部分（道路から25mの範囲）については、概ね10階建て程度のマンションを建設することが可能です。

(4) 住宅は何戸程度になりますか。

一概には言えませんが、戸建住宅のみの場合、80戸程度と想定されます。跡地の北東側に、概ね10階建て程度のマンションが建てられた場合は、跡地全体では150戸前後になる可能性はあります。

(5) 土地の利用を制限することはできないのですか。

地域住民のみなさんが主体的に話し合いながら、「地区計画」を策定し、地区独自のルールを定める方法があります。策定を目指す場合は、市が支援するかたちになります。

※地区計画制度・まちづくり支援制度の問い合わせ先

都市局 都市部 まちづくり推進課 電話043-245-5311

4 その他

(1) 防災関係

ア 旧真砂第四小、現真砂コミュニティセンターに避難する予定だった人は、どこに避難すればよいですか。

避難経路や避難所施設の状況などが、災害により異なることから、どの避難所に逃げてくださいというところまでは指定しておりませんが、旧真砂第四小の近隣では、旧真砂第二中、旧真砂第一小を避難所に指定しています。

また、現真砂コミュニティセンターの近隣では、県立検見川高校、旧真砂第三小を避難所に指定しています。

イ 避難所が2か所（旧真砂第四小と現在の真砂コミュニティセンター）減りますが、足りるのですか。

旧真砂第一小を真砂コミュニティセンターとして活用することにより、現在の校舎部分を新たに避難所として加えることができるため、真砂地区内での避難者収容人数はほぼ変わらないものと考えております。（学校施設では、体育館のみを避難所として想定しています。）

実際の災害では、建物被害のほかにライフラインの供給停止により避難される方もかなりの人数に上るものと想定しておりますが、その場合は、体育館だけでなく、教室も使って避難所運営を行うことで、対応できると考えております。

ウ 広域避難場所の面積（旧真砂第一小と旧真砂第四小）が減りますが、足りるのですか。

広域避難場所については、居住地から2kmを原則としています。真砂中央公園などの公園施設及びその他の学校施設のほか、東京歯科大一帯なども2km圏内であることから、確保されていると考えます。

エ 旧真砂第四小には非常用井戸や防災備蓄倉庫が設置されていますが、どうなりますか。

旧真砂第四小の非常用井戸は、存続に向けて検討してまいります。なお、旧真砂第二小と真砂第五小に非常用井戸が各1か所あること、美浜消防署に耐震性井戸付貯水槽があることから、地域としては確保されていると考えています。

備蓄倉庫については、移転先を旧真砂第二中及び旧真砂第一小の2か所に確保することにしていきます。

オ 旧真砂第二小は避難所に指定され、非常用井戸、備蓄倉庫、防災行政無線が設置されていますが、どうなりますか。

旧真砂第二小は、学校としての機能が残ることから、避難所として指定を継続し、防災関係施設も存続していきます。

（２）学校体育施設の開放

ア 真砂東小学校体育施設開放運営委員会では、現在旧真砂第四小の体育施設を利用するとともに、旧真砂第一小の校庭を暫定利用していますが、方針（案）どおり跡施設利用が決定した場合、今後の開放スケジュールはどのようなのですか。

千葉市と真砂東小学校体育施設開放運営委員会会長とで締結した旧真砂第一小学校運動場の暫定利用に関する覚書で、「暫定利用期間は、平成23年9月1日から運動場の活用方針に基づき千葉市が決定する利用終了日までの間とする。」としています。

方針（案）どおり跡施設活用が決定した場合、暫定利用終了の時期については関係課と協議のうえ社会体育課から、会長にお知らせします。

イ 旧真砂第二小は市立高等特別支援学校等になるようですが、他の学校施設と同じように体育施設の開放はしてもらえるのですか。

旧真砂第二小が市立高等特別支援学校等になった場合、地元からの具体的な要望に基づき、学校体育施設開放事業の実施について学校長・地元等と協議をしていきます。

ウ 市立高等特別支援学校等の学校体育施設開放事業とした場合、開放される時間と日数は他の学校と同じですか。

体育施設開放に際しては、運営委員会役員の選出、運営委員会準備会の設立、利用団体の登録受付及び利用調整等を必要とすることから、新設校として開校後、1年間の準備期間が必要となります。その中で、開放の時間・日数等についても学校と運営委員会も含めて協議する予定です。

エ 現在活動している真砂地区の学校体育施設開放運営委員会の活動場所はどうなるのですか。

運営委員会名	活動時期	利用学校名
真砂東小学校 体育施設開放 運営委員会	平成23年4月1日～移転日まで (平成25年8月予定)	旧真砂第四小学校 (校庭・体育館)
	平成23年9月1日～暫定期間終了 の通知日まで	旧真砂第一小学校 (校庭)
	統合校移転日以降 (平成25年9月 予定)	旧真砂第二中学校 (校庭・体育館)
真砂西小学校 体育施設開放 運営委員会	平成23年4月～平成24年3月	旧真砂第二小学校 (校庭・体育館)
	平成24年4月以降 (統合校移転後)	旧真砂第三小学校 (校庭・体育館)
真砂中学校 体育施設開放 運営委員会	平成23年4月～移転日まで (平成 24年8月予定)	旧真砂第二中学校 (校庭・体育館)
	統合校移転日以降 (平成24年9月 予定)	旧真砂第一中学校 (校庭・体育館)

(3) 統合後の学校施設

ア 旧真砂第一小は現在、幼稚園（真砂第一幼稚園・ひばり幼稚園）の震災復旧工事中の仮校舎として利用されていますが、その期間はいつまでですか。

平成24年8月15日までの予定です。

イ 統合校の改修工事がなかなか始まらないのはなぜですか。（特に旧真砂第一中）

工事施工業者の選定や契約手続きに一定の期間を要します。特に旧真砂第一中の場合、工事金額が大きいため、議会の議決を経て契約することになるため、工事開始が10月以降になりました。

ウ 施設が学校として使われなくなった後の管理はどのようにしているのですか。

跡施設活用の方針が決まるまでの間、施設を閉鎖し機械警備による管理を行います。また随時、教育委員会職員が現地に行き、異常の有無について確認しています。

(4) 学校適正配置

ア 統合の要望書の中では、旧真砂第二小の体育館・校庭は隣接する真砂中が（主に部活動等で）使用できるようにすることとなっていたはずですが、市立高等特別支援学校等となった場合でも真砂中が使用できるのですか。

現在、真砂中の校舎として、旧真砂第一中の改修工事を進めていますが、その工事の一環として、生徒・教員が移動しやすいように旧真砂第二小側に出入り口を設置します。放課後の部活動等については、市立高等特別支援学校の活動や地域開放との調整を図りながら、体育館・校庭が使用できるように便宜を図ります。

イ 真砂東小・真砂中は旧真砂第四小跡地に住宅が建っても教室不足にならないのですか。

真砂東小・真砂中の改修については、今後住宅開発があっても適切に対応できるよう、余裕を持った教室数を確保して設計していきます。

ウ 真砂西小学校の周辺に2か所のマンション開発があります。教室不足に対応するために、ライトポートを移転することは考えなかったのですか。

真砂西小の改修については、今後住宅開発があっても適切に対応できるよう、余裕を持った教室数を確保して設計しているため、現状においては、ライトポートを移転しなくても真砂西小の必要教室数は確保できるものと考えておりますが、今後の児童数の動態には十分注視し、必要に応じて、ライトポートの扱いも検討してまいります。

なお、真砂西小にライトポートを設置する位置は、旧真砂第三小と同様に、1階の運動場側（B棟）西端の2教室ですが、現在（平成23年度）は、B棟の改修工事を実施しているため、道路側（A棟）西の「多目的室」と「わかば2」を仮教室として使用しています。

(5) その他

ア 子ども関係の施設は入らないのですか。

今後、少子・高齢化が一層進むことや、周辺保育所の待機児童の状況などを踏まえ、新たな子ども関係の施設については、設置しないことといたしました。

なお、既存の子どもルームのうち、旧真砂第一小内にあるルームは存続させるとともに、旧真砂第四小内にあるルームは、真砂東小（旧真砂第二中）へ移設します。

イ 地域福祉の拠点施設が入っていないのはなぜですか。

現在、美浜保健福祉センター内に、社会福祉協議会美浜区事務所が設置されており、事務所内にボランティア活動室等の地域保健福祉活動施設を設け地区部会活動の支援などを行っています。また、今後の地域福祉活動の展開について、次期地域福祉計画の策定に併せ、整理していくことを考えております。

このような状況を踏まえ、現時点では、跡施設の機能として位置付けておりません。

今後、美浜保健福祉センター内の施設の利用状況や、次期地域福祉計画の策定における議論などを踏まえ、弾力的に検討していきたいと考えております。